

## 災害時における相互応援に関する協定

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互に協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

### （応援の実施）

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

### （応援経費の負担）

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

### （連絡担当課）

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

### （加入及び脱退）

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体

は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）  
に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が  
前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定  
自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月4日

協定自治体（50音順）

岐阜県恵那市

市長 可知 義明

岐阜県大野町

町長 宇佐美 晃三

沖縄県沖縄市

市長 東 門 美津子

神奈川県小田原市

市長 加藤 憲一

岩手県釜石市

市長 野 田 武 則

長野県木曾町

町長 田 中 勝 巳

佐賀県多久市

市長 横 尾 俊 彦

大分県竹田市

市長 首 藤 勝 次

愛知県田原市

市長 鈴 木 克 幸

愛知県東海市

市長 鈴 木 淳 雄

大分県日田市

市長 原 田 啓 介

兵庫県養父市

市長 広 瀬 栄

## 災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成25年6月4日付けで、協定自治体間で締結した災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援経費の負担)

第2条 協定第1条各号に掲げる応援に要する経費は、原則、応援を行う自治体が負担するものとする。ただし、派遣職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける自治体が負担するものとする。

(連絡担当課)

第3条 協定自治体は、協定第4条に定める連絡担当課の名称及び電話番号、担当責任者の職氏名その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(ブロック体制)

第4条 被害状況及び必要な応援に関する情報を効率的かつ効果的に収集するため、地域的なブロック応援体制を整備する。

2 ブロック応援体制は、別表のとおりとし、大規模な災害により1次グループ内の協定自治体が全て被災した場合は、その1次グループが属する2次グループの協定自治体が情報収集等を行うものとする。

(統括自治体)

第5条 協定の運用に係る事務は、統括自治体において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の囀鳴フォーラムを開催する自治体がこれに当たるものとする。ただし、囀鳴フォーラムを開催する自治体が協定自治体でない場合は、囀鳴協議会会長の自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第6条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第4条第1項に定める連絡担当課の名簿調製
- (2) 協定第6条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務

(3) 協定自治体間の情報連絡

(統括自治体の代行)

第7条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、統括自治体が属する2次グループの協定自治体が協力し、その事務を代行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、統括自治体が定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成25年6月4日から適用する。

別表 (第4条関係)

1次グループ	2次グループ
釜石市	釜石市
小田原市	小田原市
木曾町	木曾町
恵那市	恵那市
大野町	大野町
東海市	東海市
田原市	田原市
養父市	養父市
日田市	日田市
竹田市	竹田市
多久市	多久市
沖縄市	沖縄市